

2025年9月10日

阿見ゴルフクラブ会員の皆様

PGMプロパティーズ株式会社
代表取締役 田中 耕太郎

年会費改定および会則一部変更のお知らせ

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は当クラブに格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、近年の社会全体における物価および人件費の上昇に伴い、ゴルフ場運営にかかる費用が増加している現状を受け、経営母体である平和グループ（PGMおよびアコーディア・ゴルフ）の全クラブにおいて諸料金の見直しを実施しております。

この度当クラブにおきましても、下記のとおり年会費を改定させていただくこととなりました。併せて、会則の一部変更も行います。改定内容および変更の効力発生日は下記にてご確認いただきますようお願い申し上げます。改定内容につきましては、当クラブの理事会において承認いただきましたことを申し添えます。

なお、今後も物価動向や運営コストの変動に応じて、年会費およびプレー料金を毎年見直してまいります。皆様に快適なクラブライフをご提供すべく、より一層の努力を重ねてまいりますので、何卒ご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

謹白

記

1. 年会費の改定

2026年分より、年会費を次のとおり改定させていただきます。

会員種別	現行	改定後
オリジナル正会員	55,000 円	58,300 円
ニュー正会員	132,000 円	139,260 円
平日会員	27,500 円	28,930 円
家族会員	264,000 円	278,520 円

※上記料金は消費税込み

2. 会則一部変更

上記の改定に伴い、2026年1月1日を効力発生日として、会則別紙2「名義変更手続要項」および別紙6「諸料金一覧」の年会費を上記1.に記載のとおり変更させていただきます。

会則変更箇所につきましては、会則別紙2、別紙6の新旧対照表および改定後の会則（会則本文は改定施行日以外に変更ございません。）を同封いたしますと共に、クラブハウス内の掲示板に掲示およびホームページ上に開示いたしますので、内容をご確認下さいますようお願い申し上げます。

以上

2025年9月10日

会員各位

PGMプロパティーズ株式会社
阿見ゴルフクラブ
支配人 廣富 淳一

会則一部変更のお知らせ

謹啓 仲秋の候、会員の皆様におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。
平素は、当クラブに格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、会則を一部変更させていただくこととなりましたので、本書をもってお知らせいたします。
会則一部変更の内容及び効力発生日については下記のとおりです。
ご理解賜り、今後共ご愛顧の程、何卒よろしくお願い申し上げます。

謹白

記

1. 会則一部改定

1) 住所変更手続及び休会手続の必要書類の改定

会則第6条第4項のとおり、会員様において住所、氏名等に変更があった場合には遅滞なく弊社に届出し、所定のお手続きが必要となります。現在、個人会員および家族登録者ならびに法人会員の登録者のご自宅住所変更時における届出の際、また会則第11条のとおり、個人会員が遠隔地への転勤・転居を理由に休会を申請する際、現住所（転居先）を証する書面として、運転免許証、健康保険証のいずれかの写し、または住所変更には印鑑証明書をご提出いただいております。これらの書面に加え、2012年4月1日以降に交付された運転経歴証明書の写しを会則別紙7-①「住所・所在地変更手続要項」及び別紙8「休会手続要項」の新旧対照表のとおり、現住所（転居先）を証する書面としてご利用いただけるようにいたします。

2) 効力発生日

2026年1月1日

2. 会則一部変更の新旧対照表及び周知

上記1.の会則変更箇所につきましては、次の資料を同封しますとともに、クラブハウス内の掲示板に掲示及びホームページ上に開示いたしますので、内容をご確認いただきますようお願い申し上げます。

①住所変更手続の必要書類にかかる「会則別紙7-① 新旧対照表」

②休会手続の必要書類にかかる「会則別紙8 新旧対照表」

※会則本文は第29条の改定施行日以外、現在の会則から変更はございません。

以上

本件に関するお問い合わせ先
〒300-0325
茨城県稲敷郡阿見町大字上条1760-1
阿見ゴルフクラブ会員課
電話 029-889-3636

会則別紙2-① 新旧対照表

※2025年12月31日まで

会則 別紙2-①

阿見ゴルフクラブ 名義変更手続要項【オリジナル正会員/ニュー正会員/平日会員】

手 続	1. 必要書類の提出 譲受人および譲渡人の書類(下記の必要書類①、②)をまとめてご提出ください 2. 資格審査 書類審査およびゴルフ場にて面談を行います 3. 審査結果通知 譲受人宛に郵送します(承認の場合、変更料請求書を同封) 4. 名義変更料の振込 入金確認後、会員資格が付与されます ※ 変更料のお支払いは必ず期限までに指定口座へお振込みください。変更料のお支払いは銀行振込のみ となっており、フロントにて現金等での支払いは受付けておりませんので、予めご了承ください。																		
条 件	1. 個人で入会の場合は、日本国内に印鑑登録がされていること 法人で入会の場合は、日本国内に法人登記および印鑑登録がされていること 2. 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体、その他の反社会的勢力またはその関係者ではないこと 3. オリジナル正会員またはニュー正会員1名の推薦があること 4. 譲渡人および推薦人に年会費未払い等の問題がないこと 5. 資格審査において承認を得た後、名義変更料を入金すること																		
必要書類	① 譲受人(入会)必要書類																		
	① 入会申込書(法人用または個人用)	申込人の他に、推薦人の記名・捺印も必要																	
	② 委任状(譲受人用)																		
	③ 名義変更申請書	譲渡人と連記																	
	④ 印鑑証明書	法人の場合は法人のもののみ																	
	⑤ 顔写真2枚(1枚は入会申込書に貼付け)	タテ3cm×ヨコ2.4cm、撮影後6ヶ月以内のもの																	
	⑥ 法人の履歴事項全部証明書	法人の場合のみ必要																	
	⑦ 名義変更料支払い方法に関する依頼書	名義変更料に預託金を充当する場合のみ必要																	
	⑧ 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書	年会費の口座振替用、銀行届出印を捺印																	
	② 譲渡人(退会)必要書類																		
① 名義変更申請書	譲渡人と連記																		
② 委任状(譲渡人用)																			
③ 会員権の証書																			
④ 印鑑証明書	法人の場合は法人のもののみ																		
⑤ 法人の履歴事項全部証明書	法人の場合のみ必要																		
* 印鑑証明書、履歴事項全部証明書は発行後6ヶ月以内のものを有効として扱います。 * 譲渡人の氏名・商号・所在地等が当社登録と異なる場合、書類の追加をお願いすることがあります。 * 相続の場合は、別紙『相続における同意書』、相続人全員の印鑑証明書、法務局発行の法定相続情報一覧図 (法定相続情報一覧図がない場合は、被相続人の出生から死亡までの連続した謄本類と相続人を確定できる謄本類) が必要です。 * 被相続人の債務に関し、当社が担保権を有し、または保証人がある場合、担保権設定者および保証人は、 代表相続人が承継した債務を引き続き、担保または保証していただきます。 * 親族間譲渡による変更料の割引には、続柄を証する戸籍の全部事項証明書が必要です。																			
名義変更料 (消費税込)	<table><tr><td></td><td>オリジナル正会員</td><td>ニュー正会員</td><td>平日会員</td></tr><tr><td>一般</td><td>660,000 円</td><td>660,000 円</td><td>330,000 円</td></tr><tr><td>相続または3親等内親族間の場合</td><td>165,000 円</td><td>165,000 円</td><td>165,000 円</td></tr><tr><td>登録者同一の場合(個々法、別法人間)</td><td>165,000 円</td><td>165,000 円</td><td>165,000 円</td></tr></table>				オリジナル正会員	ニュー正会員	平日会員	一般	660,000 円	660,000 円	330,000 円	相続または3親等内親族間の場合	165,000 円	165,000 円	165,000 円	登録者同一の場合(個々法、別法人間)	165,000 円	165,000 円	165,000 円
	オリジナル正会員	ニュー正会員	平日会員																
一般	660,000 円	660,000 円	330,000 円																
相続または3親等内親族間の場合	165,000 円	165,000 円	165,000 円																
登録者同一の場合(個々法、別法人間)	165,000 円	165,000 円	165,000 円																
年会費 (消費税込)	1. 期 間 1月1日～12月31日 ※前払い制(継承可) 2. 金 額 <table><tr><td>オリジナル正会員</td><td>ニュー正会員</td><td>平日会員</td></tr><tr><td>55,000 円</td><td>132,000 円</td><td>27,500 円</td></tr></table>			オリジナル正会員	ニュー正会員	平日会員	55,000 円	132,000 円	27,500 円										
オリジナル正会員	ニュー正会員	平日会員																	
55,000 円	132,000 円	27,500 円																	
書類送付先 連絡先	<table><tr><td>書類送付先</td><td>連絡先</td></tr><tr><td>阿見ゴルフクラブ 会員課</td><td>電話 029-889-3636</td></tr><tr><td>〒300-0325 茨城県稲敷郡阿見町上条1760-1</td><td>FAX 029-889-1145</td></tr></table>			書類送付先	連絡先	阿見ゴルフクラブ 会員課	電話 029-889-3636	〒300-0325 茨城県稲敷郡阿見町上条1760-1	FAX 029-889-1145										
書類送付先	連絡先																		
阿見ゴルフクラブ 会員課	電話 029-889-3636																		
〒300-0325 茨城県稲敷郡阿見町上条1760-1	FAX 029-889-1145																		

会則は当社との契約内容を記載したものですので、よくお読みになったうえで入会をお申込みください。

※2026年1月1日改定後

会則 別紙2-①

阿見ゴルフクラブ 名義変更手続要項【オリジナル正会員/ニュー正会員/平日会員】

手 続	1. 必要書類の提出 譲受人および譲渡人の書類(下記の必要書類①、②)をまとめてご提出ください 2. 資格審査 書類審査およびゴルフ場にて面談を行います 3. 審査結果通知 譲受人宛に郵送します(承認の場合、変更料請求書を同封) 4. 名義変更料の振込 入金確認後、会員資格が付与されます ※ 変更料のお支払いは必ず期限までに指定口座へお振込みください。変更料のお支払い方法は銀行振込のみ となり、フロントにて現金等での支払いは受付けておりませんので、予めご了承ください。			
条 件	1. 個人で入会の場合は、日本国内に印鑑登録がされていること 法人で入会の場合は、日本国内に法人登記および印鑑登録がされていること 2. 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体、その他の反社会的勢力またはその関係者ではないこと 3. オリジナル正会員またはニュー正会員1名の推薦があること 4. 譲渡人および推薦人に年会費未払い等の問題がないこと 5. 資格審査において承認を得た後、名義変更料を入金すること			
必要書類	① 譲受人(入会)必要書類 ① 入会申込書(法人用または個人用) 申込人の他に、推薦人の記名・捺印も必要 ② 委任状(譲受人用) ③ 名義変更申請書 譲渡人と連記 ④ 印鑑証明書 法人の場合は法人のもののみ ⑤ 顔写真2枚(1枚は入会申込書に貼付け) タテ3cm×ヨコ2.4cm、撮影後6ヶ月以内のもの ⑥ 法人の履歴事項全部証明書 法人の場合のみ必要 ⑦ 名義変更料支払い方法に関する依頼書 名義変更料に預託金を充当する場合のみ必要 ⑧ 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書 年会費の口座振替用、銀行届出印を捺印			
	② 譲渡人(退会)必要書類 ① 名義変更申請書 譲渡人と連記 ② 委任状(譲渡人用) ③ 会員権の証書 ④ 印鑑証明書 法人の場合は法人のもののみ ⑤ 法人の履歴事項全部証明書 法人の場合のみ必要			
	* 印鑑証明書、履歴事項全部証明書は発行後6ヶ月以内のものを有効として扱います。 * 譲渡人の氏名・商号・所在地等が当社登録と異なる場合、書類の追加をお願いすることがあります。 * 相続の場合は、別紙『相続における同意書』、相続人全員の印鑑証明書、法務局発行の法定相続情報一覧図 (法定相続情報一覧図がない場合は、被相続人の出生から死亡までの連続した謄本類と相続人を確定できる謄本類) が必要です。 * 被相続人の債務に関し、当社が担保権を有し、または保証人がある場合、担保権設定者および保証人は、 代表相続人が承継した債務を引き続き、担保または保証していただきます。 * 親族間譲渡による変更料の割引には、続柄を証する戸籍の全部事項証明書が必要です。			
名義変更料 (消費税込)		オリジナル正会員	ニュー正会員	平日会員
	一般	660,000 円	660,000 円	330,000 円
	相続または3親等内親族間の場合	165,000 円	165,000 円	165,000 円
	登録者同一の場合(個々法、別法人間)	165,000 円	165,000 円	165,000 円
年会費 (消費税込)	1. 期 間 1月1日～12月31日 ※前払い制(継承可) 2. 金 額			
		オリジナル正会員	ニュー正会員	平日会員
		58,300 円	139,260 円	28,930 円
書類送付先 連絡先	書類送付先 阿見ゴルフクラブ 会員課 〒300-0325 茨城県稲敷郡阿見町上条1760-1		連絡先 電話 029-889-3636 FAX 029-889-1145	

会則は当社との契約内容を記載したものですので、よくお読みになったうえで入会をお申込みください。

会則別紙2-② 新旧対照表

※2025年12月31日まで

会則 別紙2-②

阿見ゴルフクラブ 名義変更手続要項【家族会員】

手続

1. 必要書類の提出 譲受人および譲渡人の書類(下記の必要書類①、②)をまとめてご提出ください
2. 資格審査 書類審査およびゴルフ場にて面談を行います
3. 審査結果通知 譲受人宛に郵送します(承認の場合、変更料請求書を同封)
4. 名義変更料の振込 入金確認後、会員資格が付与されます
※ 変更料のお支払いは必ず期限までに指定口座へお振込みください。変更料のお支払い方法は銀行振込のみとなっており、フロントにて現金等でのお支払いは受付けておりませんので、予めご了承ください。

条件

1. 日本国内に印鑑登録がされていること
2. 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体、その他の反社会的勢力またはその関係者ではないこと
3. オリジナル正会員またはニュー正会員1名の推薦があること
4. 譲渡人および推薦人に年会費未払い等の問題がないこと
5. 資格審査において承認を得た後、名義変更料を入金すること

必要書類

① 譲受人(入会)必要書類

① 入会申込書(個人用) 申込人の他に、推薦人の記名・捺印も必要
② 委任状(譲受人用)
③ 名義変更申請書 譲渡人と連記
④ 印鑑証明書
⑤ 顔写真2枚(1枚は入会申込書に貼付け) タテ3cm×ヨコ2.4cm、撮影後6ヶ月以内のもの
⑥ 名義変更料支払い方法に関する依頼書 名義変更料に預託金を充当する場合のみ必要
⑦ 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書 年会費の口座振替用、銀行届出印を捺印

② 譲渡人(退会)必要書類

① 名義変更申請書 譲受人と連記
② 委任状(譲渡人用)
③ 会員権の証書
④ 印鑑証明書

* 印鑑証明書は発行後6ヶ月以内のものを有効として扱います。
* 譲渡人の氏名等が当社登録と異なる場合、書類の追加をお願いすることがあります。
* 相続の場合は、別紙『相続における同意書』、相続人全員の印鑑証明書、法務局発行の法定相続情報一覧図(法定相続情報一覧図がない場合は、被相続人の出生から死亡までの連続した謄本類と相続人を確定できる謄本類)が必要です。
* 被相続人の債務に関し、当社が担保権を有し、または保証人がある場合、担保権設定者および保証人は、代表相続人が承継した債務を引き続き、担保または保証していただきます。
* 親族間譲渡による変更料の割引には、続柄を証する戸籍の全部事項証明書が必要です。

名義変更料(消費税込)

	家族会員
一般	660,000 円
相続または3親等内親族間の場合	165,000 円

年会費(消費税込)

1. 期間 1月1日～12月31日 ※前払い制(継承可)
2. 金額

家族会員
264,000 円

書類送付先 連絡先

書類送付先	連絡先
阿見ゴルフクラブ 会員課	電話 029-889-3636
〒300-0325 茨城県稲敷郡阿見町上条1760-1	FAX 029-889-1145

※2026年1月1日改定後

会則 別紙2-②

阿見ゴルフクラブ 名義変更手続要項【家族会員】

手続

1. 必要書類の提出 譲受人および譲渡人の書類(下記の必要書類①、②)をまとめてご提出ください
2. 資格審査 書類審査およびゴルフ場にて面談を行います
3. 審査結果通知 譲受人宛に郵送します(承認の場合、変更料請求書を同封)
4. 名義変更料の振込 入金確認後、会員資格が付与されます
※ 変更料のお支払いは必ず期限までに指定口座へお振込みください。変更料のお支払い方法は銀行振込のみとなっており、フロントにて現金等でのお支払いは受付けておりませんので、予めご了承ください。

条件

1. 日本国内に印鑑登録がされていること
2. 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体、その他の反社会的勢力またはその関係者ではないこと
3. オリジナル正会員またはニュー正会員1名の推薦があること
4. 譲渡人および推薦人に年会費未払い等の問題がないこと
5. 資格審査において承認を得た後、名義変更料を入金すること

必要書類

① 譲受人(入会)必要書類

① 入会申込書(個人用) 申込人の他に、推薦人の記名・捺印も必要
② 委任状(譲受人用)
③ 名義変更申請書 譲渡人と連記
④ 印鑑証明書
⑤ 顔写真2枚(1枚は入会申込書に貼付け) タテ3cm×ヨコ2.4cm、撮影後6ヶ月以内のもの
⑥ 名義変更料支払い方法に関する依頼書 名義変更料に預託金を充当する場合のみ必要
⑦ 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書 年会費の口座振替用、銀行届出印を捺印

② 譲渡人(退会)必要書類

① 名義変更申請書 譲受人と連記
② 委任状(譲渡人用)
③ 会員権の証書
④ 印鑑証明書

* 印鑑証明書は発行後6ヶ月以内のものを有効として扱います。
* 譲渡人の氏名等が当社登録と異なる場合、書類の追加をお願いすることがあります。
* 相続の場合は、別紙『相続における同意書』、相続人全員の印鑑証明書、法務局発行の法定相続情報一覧図(法定相続情報一覧図がない場合は、被相続人の出生から死亡までの連続した謄本類と相続人を確定できる謄本類)が必要です。
* 被相続人の債務に関し、当社が担保権を有し、または保証人がある場合、担保権設定者および保証人は、代表相続人が承継した債務を引き続き、担保または保証していただきます。
* 親族間譲渡による変更料の割引には、続柄を証する戸籍の全部事項証明書が必要です。

名義変更料(消費税込)

	家族会員
一般	660,000 円
相続または3親等内親族間の場合	165,000 円

年会費(消費税込)

1. 期間 1月1日～12月31日 ※前払い制(継承可)
2. 金額

家族会員
278,520 円

書類送付先 連絡先

書類送付先	連絡先
阿見ゴルフクラブ 会員課	電話 029-889-3636
〒300-0325 茨城県稲敷郡阿見町上条1760-1	FAX 029-889-1145

会則は当社との契約内容を記載したものですので、よくお読みになったうえで入会をお申込みください。

会則は当社との契約内容を記載したものですので、よくお読みになったうえで入会をお申込みください。

会則別紙6新旧対照表

※2025年12月31日まで

会則 別紙6

阿見ゴルフクラブ 諸料金一覧

料金種目	オリジナル正会員	ニュー正会員	平日会員	家族会員
年会費	55,000 円	132,000 円	27,500 円	264,000 円
証書再発行手数料	22,000 円	22,000 円	22,000 円	22,000 円
バッグタグ再発行手数料	8,800 円	8,800 円	8,800 円	8,800 円

(消費税込)

※ 入会金は別紙1「入会手続要項」に定めます。
※ 名義変更料は別紙2「名義変更手続要項」に定めます。
※ 登録者変更料は別紙3「登録者変更手続要項」に定めます。

※2026年1月1日改定後

会則 別紙6

阿見ゴルフクラブ 諸料金一覧

料金種目	オリジナル正会員	ニュー正会員	平日会員	家族会員
年会費	58,300 円	139,260 円	28,930 円	278,520 円
証書再発行手数料	22,000 円	22,000 円	22,000 円	22,000 円
バッグタグ再発行手数料	8,800 円	8,800 円	8,800 円	8,800 円

(消費税込)

※ 入会金は別紙1「入会手続要項」に定めます。
※ 名義変更料は別紙2「名義変更手続要項」に定めます。
※ 登録者変更料は別紙3「登録者変更手続要項」に定めます。

会則別紙7ー① 新旧対照表

※2025年12月31日まで

会則 別紙7ー①

阿見ゴルフクラブ 住所・所在地変更手続要項

手 続	■ 本要項に記載の必要書類をご提出ください。
必要書類	個人会員の場合 ① 住所・所在地変更届 ② 自宅住所を変更した場合は、現住所を証する次の身分証等 ・運転免許証、健康保険証のいずれかの写し、または印鑑証明書
	法人会員の場合 ① 住所・所在地変更届 ② 本店所在地を変更した場合は、その履歴が記載されている履歴事項全部証明書、または一部証明書 ③ 登録者が自宅住所を変更した場合は、現住所を証する次の身分証等 ・運転免許証、健康保険証のいずれかの写し、または登録者の印鑑証明書
	※ 勤務先・通信先(郵送先)の変更は添付書類不要。住所・所在地変更届のみご提出ください。 ※ 運転免許証、健康保険証の写しは住所、氏名、生年月日が確認できる箇所をご提出ください。
書類送付先 連絡先	書類送付先 阿見ゴルフクラブ 会員課 〒300-0325 茨城県稲敷郡阿見町上条1760-1 連絡先 電話 029-889-3636 FAX 029-889-1145

※2026年1月1日改定後

会則 別紙7ー①

阿見ゴルフクラブ 住所・所在地変更手続要項

手 続	■ 本要項に記載の必要書類をご提出ください。
必要書類	個人会員の場合 ① 住所・所在地変更届 ② 自宅住所を変更した場合は、現住所を証する次の身分証等 ・運転免許証、運転経歴証明書、健康保険証のいずれかの写し、または印鑑証明書
	法人会員の場合 ① 住所・所在地変更届 ② 本店所在地を変更した場合は、その履歴が記載されている履歴事項全部証明書、または一部証明書 ③ 登録者が自宅住所を変更した場合は、現住所を証する次の身分証等 ・運転免許証、運転経歴証明書、健康保険証のいずれかの写し、または登録者の印鑑証明書
	※ 勤務先・通信先(郵送先)の変更は添付書類不要。住所・所在地変更届のみご提出ください。 ※ 運転免許証、 運転経歴証明書 、健康保険証の写しは住所、氏名、生年月日が確認できる箇所をご提出ください。 ※ 運転経歴証明書は、2012年4月1日以降交付のものに限ります。
書類送付先 連絡先	書類送付先 阿見ゴルフクラブ 会員課 〒300-0325 茨城県稲敷郡阿見町上条1760-1 連絡先 電話 029-889-3636 FAX 029-889-1145

会則別紙8 新旧対照表

※2025年12月31日まで

会則 別紙8

阿見ゴルフクラブ 休会手続要項

手 続	■ 本要項に記載の必要書類をご提出ください。 ※ 法人会員および年会費の未払いがある個人会員は、申請を受理できません。 ※ 休会の期間は翌年12月末日までとなります。更新をご希望の場合は、当該期間満了前に改めてご申請ください。 ※ 年会費は申請の翌年分に限り免除となります。 ※ 休会中は会員としてのご利用はできません。申請事由が解消した場合は、速やかに休会解除届をご提出ください。 ※ 病気等の長期療養による休会中にゴルフプレーのご利用があった場合は、申請事由が解消されたものとみなし、休会解除とさせていただきます。 ※ 休会が解除された場合、解除の翌月から12月までの月割り年会費をご請求させていただきます。							
必要書類	① 休会申請書 ② 下記の申請事由を証する書面(初回のみ必要) <table><tr><th>申請事由</th><th>添付書面(いずれか1通)</th></tr><tr><td>病気等の長期療養(内容による)</td><td>1年以上ゴルフのプレーが不可能であると判断できる 医師の診断書等</td></tr><tr><td>遠隔地への転勤・転居 (関東地方1都6県以外)</td><td>転勤証明書、在職証明書、辞令の写し、運転免許証の写し、 健康保険証の写し等</td></tr></table> ※ 今回新たに休会を申請する場合は、事由を証する書面を添付してください。 ※ 現在休会中の会員が前年申請時と同じ事由で休会を更新する場合は、事由を証する書面の添付は不要です。 休会申請書のみご提出ください。 ※ 運転免許証、健康保険証の写しは住所、氏名、生年月日が確認できる箇所をご提出ください。		申請事由	添付書面(いずれか1通)	病気等の長期療養(内容による)	1年以上ゴルフのプレーが不可能であると判断できる 医師の診断書等	遠隔地への転勤・転居 (関東地方1都6県以外)	転勤証明書、在職証明書、辞令の写し、運転免許証の写し、 健康保険証の写し等
申請事由	添付書面(いずれか1通)							
病気等の長期療養(内容による)	1年以上ゴルフのプレーが不可能であると判断できる 医師の診断書等							
遠隔地への転勤・転居 (関東地方1都6県以外)	転勤証明書、在職証明書、辞令の写し、運転免許証の写し、 健康保険証の写し等							
書類送付先 連絡先	書類送付先 阿見ゴルフクラブ 会員課 〒300-0325 茨城県稲敷郡阿見町上条1760-1	連絡先 電話 029-889-3636 FAX 029-889-1145						



※2026年1月1日改定後

会則 別紙8

阿見ゴルフクラブ 休会手続要項

手 続	■ 本要項に記載の必要書類をご提出ください。 ※ 法人会員および年会費の未払いがある個人会員は、申請を受理できません。 ※ 休会の期間は翌年12月末日までとなります。更新をご希望の場合は、当該期間満了前に改めてご申請ください。 ※ 年会費は申請の翌年分に限り免除となります。 ※ 休会中は会員としてのご利用はできません。申請事由が解消した場合は、速やかに休会解除届をご提出ください。 ※ 病気等の長期療養による休会中にゴルフプレーのご利用があった場合は、申請事由が解消されたものとみなし、休会解除とさせていただきます。 ※ 休会が解除された場合、解除の翌月から12月までの月割り年会費をご請求させていただきます。						
必要書類	① 休会申請書 ② 下記の申請事由を証する書面(初回のみ必要)						
	<table><tr><th>申請事由</th><th>添付書面(いずれか1通)</th></tr><tr><td>病気等の長期療養(内容による)</td><td>1年以上ゴルフのプレーが不可能であると判断できる医師の診断書等</td></tr><tr><td>遠隔地への転勤・転居 (関東地方1都6県以外)</td><td>転勤証明書、在職証明書、辞令の写し、運転免許証の写し、 運転経歴証明書の写し、健康保険証の写し等</td></tr></table> ※ 今回新たに休会を申請する場合は、事由を証する書面を添付してください。 ※ 現在休会中の会員が前年申請時と同じ事由で休会を更新する場合は、事由を証する書面の添付は不要です。休会申請書のみご提出ください。 ※ 運転免許証、運転経歴証明書、健康保険証の写しは住所、氏名、生年月日が確認できる箇所をご提出ください。 ※ 運転経歴証明書は、2012年4月1日以降交付のものに限りです。		申請事由	添付書面(いずれか1通)	病気等の長期療養(内容による)	1年以上ゴルフのプレーが不可能であると判断できる医師の診断書等	遠隔地への転勤・転居 (関東地方1都6県以外)
申請事由	添付書面(いずれか1通)						
病気等の長期療養(内容による)	1年以上ゴルフのプレーが不可能であると判断できる医師の診断書等						
遠隔地への転勤・転居 (関東地方1都6県以外)	転勤証明書、在職証明書、辞令の写し、運転免許証の写し、 運転経歴証明書の写し 、健康保険証の写し等						
書類送付先 連絡先	書類送付先	連絡先					
阿見ゴルフクラブ 会員課 〒300-0325 茨城県稲敷郡阿見町上条1760-1		電話 029-889-3636 FAX 029-889-1145					